

## 学恩

客員弁護士 大瀬戸 豪志



私の恩師は、中央大学名誉教授・法学博士・桑田三郎先生です。私が中央大学大学院法学研究科に進学してまもなく桑田先生から、学者を志す者は、先ず健康であること、次にシツコイこと、そして頭が良すぎないこと、という三つの条件を備えなければならないといわれました。最初の条件はどの職業に就くにも必要なものですから当然のこととして、二番目の条件は納得のいくまでとことん究明する心構えの必要性をいうものとして受けとめました。三番目の条件はよく分からなかったもので、おずおずと桑田先生にその意味をお尋ねしたところ、学問というものは疑うことから始まるのに、頭が良すぎるとすぐ納得してしまい、疑うことをしないからだ、という答えが返ってきました。そういうことなら自分にも学者になれる資格があるかなと思い、桑田先生のお許しを得て門下生になったのが私の学者生活の始まりでした。

しばらくして、桑田先生から、「ストラスブール特許協定」の仏語の原文と独語による同協定の解説等を手渡され、仏語による同協定の翻訳をし、独語によるその解説等を参考にして日本語で同協定の解説を書いてみるようにいわれました。私は、法学部時代の第2外国語は仏語でしたので独語の解説は読めませんと申し上げたところ、独語は3か月で基礎を勉強し、後は辞書を引きながらでも独語文献を参考にして3か月間で日本語による解説を書きあげてみよ、とのご下命を受けました。それから必死で独語と格闘し、半年間で独語の辞書がポロポロになるほどでした。半年後、なんとか形にして桑田先生にみていただきましたが、協定の翻訳はもとより、解説の方も真っ赤な添削が入って突っ返されました。その後も何度か書き直しを命じられましたが、最終的には、桑田先生のご推薦で、「ストラスブール特許協定について」という表題でAIPPI（国際工業所有権保護協会）日本部会月報1973年3月号に掲載されることになりました。これが私の書いた最初の活字になったもので、同誌を手にしたときの感激はいまでもよく思い出されます。ちなみに、同協定は、その後の「ヨーロッパ特許条約」の実体規定の基礎になったものです。

桑田先生のご専門は「国際私法」ですが、「工業所有権法（知的財産法）」の分野でも大きな業績を残されて

います。論文集として、『国際商標法の研究－並行輸入論』（1973年）、『工業所有権法における比較法』（1984年）、『国際商標法の諸問題』（1992年）及び『工業所有権法における国際的消耗論』（1999年）があります。なかでも、私の知的財産法の研究で最も影響を受けたのは『工業所有権法における比較法』です。本書は、桑田先生から校正を任されたということもありますが、内容の面で、私の生涯の研究の羅針盤になったものです。

先ず、知的財産法研究の方法論として、同書において桑田先生が提唱された「比較判例法的解釈方法」によって外国法、とくに独法（当時は西独法）の研究とそれに基づく日本法と独法との比較判例法的解釈が私の研究方法の中心になりました。そして、その方法論に基づく私の具体的な研究テーマは、特許請求の範囲（クレーム）の解釈による「特許発明の保護範囲理論」です。私がこのテーマを選定する契機となったのは、同書の巻頭論文「特許侵害訴訟における等価理論の適用について－若干の比較法的考察」（初出「比較法雑誌9巻2号」1976年）です。この論文では、西独法のみならず、スイス法、仏法、英法及び米法とわが国との比較判例法的考察が広範かつ詳細に行われています。

注目すべきは、その標題にある「等価理論」という用語です。これは、一般に言われている「均等論」という語が特許発明の保護範囲の実態を適切に表現するものではない、「等価理論」と言い換えられるべきだという桑田先生の強い信念に基づくものです。その理由として、桑田先生は、「日本語の手近な用例としてみても、機会均等…、均等の品質、または『均等の割合』…という場合の均等（equality）の概念と、たとえば、等価交換という場合の等価（equal in value）のそれとは、明らかに別個のものである。前者が単純計算的であり、後者がいわば『価値関係的』（wertbezogen）である点において、その相違は、思考の原型においては、法哲学上もっとも歴史的な区別、すなわち、『均分的』（算術的）正義と『配分的』（幾何学的）正義のそれに通じるであろう。」と述べられています。つまり、特許発明の保護範囲理論としては、後者の意味で「等価理論」が正しいといわれているわけです。このような桑田先生のご指摘に従い、私の論文でも一貫して「等価理論」という用語を使用し

てきました。「ドイツ法における等価理論」(パテント49巻11号9頁、1996年)、「特許侵害訴訟における等価理論－東京高裁平成6年2月3日判決の意義と問題点」(『知的財産権法の現代的課題』5頁、1998年)、「等価理論の基礎」(『21世紀における知的財産の展望』103頁、2000年)、「等価理論の現在－裁判官の所説を中心として」(『知的財産法の挑戦』121頁、2013年)、「等価理論(均等論)の将来－特許法における正義の観点から」(日本工業所有権法学会年報38号207頁、2014年)等です。

私が教えを受けたのは、このような用語の問題だけでなく、内容面においてもそうであることはいうまでもありません。桑田先生が等価理論に関する上記の論文を公表された1976年当時、均等論(等価理論)を「置換可能性」と「推考容易性」だけから定義するのが一般的であったのですが、これに対し、桑田先生は、「ほんらい実質的な評価定式である等価理論について、あたかもレンズのないカメラのように、評価基準そのものが脱落している」と厳しく批判されていました。そして、等価理論にあっては「『特許発明と技術的思想を同じくし…』

という評価基準が見失われてはならない」と喝破されていたのです。その後、平成10(1998)年2月24日の最高裁判決(ボールスプライン事件)において、等価理論の積極的要件として置換可能性と容易想到性だけでなく、「特許発明の非本質的部分における相違」という要件が加えられました。私は、かねてこの要件は特許発明と対象製品等との「技術的思想の共通性(同一性)」をいうものと主張してきましたが、その根底には、桑田先生の上記の評価基準に関するご意見が存在しているものと考えています。

桑田先生から賜ったお教えは上記の他にも数多くものがあります。すでに齢70数年に達する私が、その学恩にお答えすることができていないことに忸怩たるものがあります。いつの日かそのお詫びとお礼を申し上げようと思っておりましたが、残念ながら、桑田先生は、平成25年9月14日に享年94歳で逝去されました。今はただ、桑田先生の学恩にここで改めてお礼を申し上げるとともに、先生のご冥福を祈る以外になすすべはありません。